

**【協議事項】****地域医療介護総合確保基金事業補助金****(病床の機能分化・連携支援事業)の活用希望について****1 病床の機能分化・連携支援事業の概要**

目的：地域医療構想の達成のため、地域において不足している病床の機能への転換のための整備費用等を助成する。

補助対象	対象経費
(1)急性期機能病棟又は慢性期機能病棟から回復期病棟に病床の機能を転換するための施設・設備に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備 (新築, 増改築, 改修に要する工事費又は工事請負費)</li> <li>・設備整備(医療機器等の備品購入費)</li> </ul>
(2)高度急性期機能病棟を新たに整備し, 又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備を整備するために要する経費	
(3)急性期機能病棟並びに慢性期機能病棟を削減するために要する経費 (事業縮小)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要となる病棟(室)を他の用途に変更するために要する施設整備</li> <li>・不要となる建物や医療機器の処分に係る損失</li> <li>・職員が早期退職する場合に要する経費</li> </ul>

(参照) P 5 地域医療介護総合確保基金概要 (厚生労働省資料)  
P 6 ~ 令和3年度地域医療介護総合確保基金事業補助金概要  
(県保健医療福祉課資料)

**2 活用希望内容**

- 【医療機関名】** 社会医療法人天陽会 中央病院
- 【内 容】** 集中治療室の機能維持のために必要な設備(患者監視装置)の整備  
※上記「病床の機能分化・連携支援事業」概要の補助対象事業  
(2)に該当
- 【金 額】** 10, 175千円

### 3 活用希望医療機関からの説明及び質疑

第9回高度急性期及び急性期専門部会(R3.10.12)において、活用希望医療機関からの説明及び質疑を行った。 ※部会長等会議委員もオブザーバーとして参加

#### 【主な説明内容】

- ・当院は、ICUでの管理が必要な心筋梗塞の急患対応、心臓外科手術を多く行っている。
- ・全国的に増加している心不全患者に対応すべく、今年度、鹿児島大学病院に続き「IMPELLA」を導入した。今後、重症の心筋梗塞患者等の対応に期待できる。
- ・心臓血管外科手術後、厳重な管理が必須で、患者監視モニターの更新が必要となったところである。

#### 【質疑】

(委員) 鹿児島保健医療圏における循環器科高度急性期機能の医療供給の充足状況をどのように考えるか

(医療機関) 心不全患者は、今後も増加が予想されており、高度循環器科医療もますます需要が高まると考える。

県全体で見ると、高度急性期の患者は圏域外からの搬入が多いため、高度急性期機能を維持することは重要と考える。

### 4 各専門部会協議結果

#### (1) 第9回高度急性期及び急性期専門部会(R3.10.12)

当該医療機関の補助金活用希望については、高度急性期機能の維持に必要な整備として「妥当」とする。

〔 高度急性期(及び急性期)施設の設備更新については、公平を期すため、一定のルール(例えば1医療機関1回限りなど)が求められる。 〕

#### (2) 第7回部会長等会議(R3.10.12)

当該医療機関の補助金活用希望については、高度急性期機能の維持に必要な整備として「妥当」とする。

### 5 鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議意見(案)

中央病院の補助金活用希望については、高度急性期機能の維持に必要な整備として「妥当」とする。

## 6 今後のスケジュール

本日，鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議としての意見集約を行い，10月中を目途に県担当課へ意見を提出する。

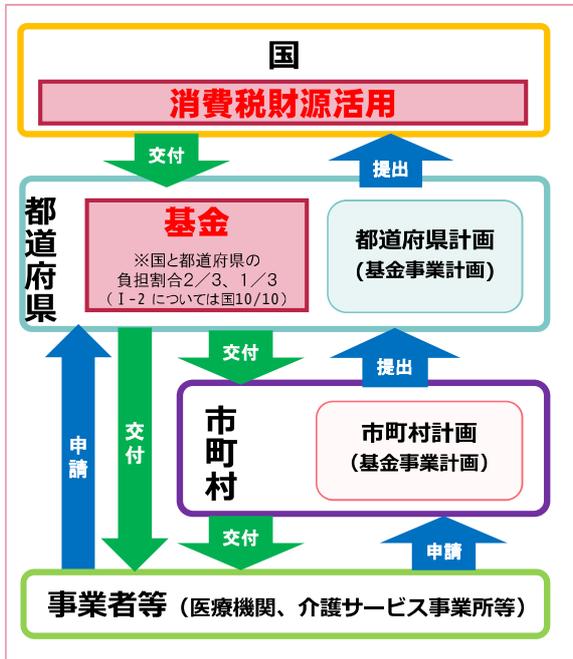
時 期	専門部会・調整会議	内 容
10月12日(火)	第9回高度急性期及び急性期専門部会	① 活用希望医療機関による説明及び質疑 ② 委員間協議 ③ 部会としての意見集約
10月12日(火)	第7回部会長等会議	① 委員間協議 ② 部会長等会議としての意見集約
10月20日(水)	第16回調整会議	調整会議としての意見集約
10月末	県担当課へ鹿児島保健医療圏調整会議としての意見提出	
11～12月	県の内示決定	
県の内示後	活用希望医療機関による交付申請，県による交付決定	



地域医療介護総合確保基金

令和3年度予算額：公費で2,003億円  
(医療分 1,179億円、介護分 824億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

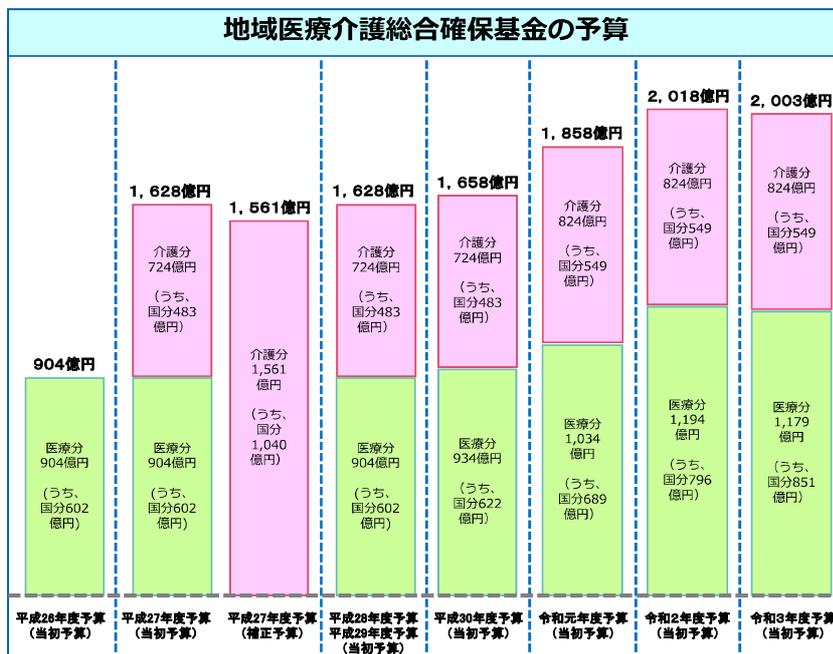
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

地域医療介護総合確保基金（医療分）の令和3年度予算額について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の令和3年度予算額は、**公費ベースで2,003億円（医療分1,179億円（うち、国分851億円）、介護分824億円（うち、国分549億円））**を計上



地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

※ **基金の対象事業変遷**

平成26年度に医療を対象としてI-1、II、IVで創設  
平成27年度より介護を対象としてIII、Vが追加  
令和2年度より医療を対象としてVIが追加  
令和3年度より医療を対象としてI-2が追加

令和3年度 地域医療介護総合確保基金事業補助金  
(病床の機能分化・連携支援事業) について

**1 目的**

地域医療構想の達成のため、地域において不足している病床の機能への転換のための整備費用等を助成する。

**2 補助対象**

健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関(鹿児島県内に存する医療機関に限る。)が行う次の事業を補助対象とする。

(1) 急性期機能病棟又は慢性期機能病棟から回復期機能病棟に病床の機能を転換するに当たり、施設・設備の整備に要する経費

- ・急性期機能病棟：急性期一般入院基本料，特定機能病院一般病棟7対1入院基本料，特定機能病院一般病棟10対1入院基本料，専門病院7対1入院基本料，専門病院10対1入院基本料，小児入院医療管理料2，小児入院医療管理料3を算定する病棟
- ・慢性期機能病棟：療養病棟入院基本料，療養病棟特別入院基本料，障害者施設等7対1入院基本料，障害者施設等10対1入院基本料，障害者施設等13対1入院基本料，障害者施設等15対1入院基本料，特殊疾患入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料2，特殊疾患病棟入院料を算定する病棟
- ・回復期機能病棟：地域一般入院基本料，一般病棟特別入院基本料，専門病院13対1入院基本料，小児入院医療管理料4，小児入院医療管理料5，回復期リハビリテーション病棟入院料，地域包括ケア病棟入院料，地域包括ケア入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料，特定一般病棟入院料を算定する病棟

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
地域一般入院基本料，一般病棟特別入院基本料，専門病院13対1入院基本料，小児入院医療管理料4，小児入院医療管理料5，回復期リハビリテーション病棟入院料，地域包括ケア病棟入院料，地域包括ケア入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料，特定一般病棟入院料を算定する回復期機能病棟に病床の機能を転換するために要する次の経費	1 施設整備 (1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円 (2) 改修 1床当たり 3,214千円 2 設備整備 1施設当たり 10,800千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
1 施設整備 新築，増改築，改修に要する工事費又は工事請負費 2 設備整備 医療機器等の備品購入費		

(2) 救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し、又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備（鹿児島県がん診療施設施設整備費補助金交付要綱及び鹿児島県がん診療施設設備整備事業補助金交付要綱の対象となる施設・設備を除く。）を整備するために要する経費。

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
救命救急入院料、 <u>特定集中治療室管理料</u> 、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し、又はそれらの機能を維持するために要する次の経費	1 施設整備 (1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円 (2) 改修 1床当たり 3,214千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
1 施設整備 新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	2 設備整備 医療機器等の備品購入費	
2 設備整備 医療機器等の備品購入費	2 設備整備 60,000千円	

(3) 急性期一般病棟入院基本料，特定機能病院一般病棟7対1入院基本料，特定機能病院一般病棟10対1入院基本料，専門病院7対1入院基本料，専門病院10対1入院基本料，小児入院医療管理料2，小児入院医療管理料3を算定する急性期機能病棟並びに療養病棟入院基本料，療養病棟特別入院基本料，障害者施設等7対1入院基本料，障害者施設等10対1入院基本料，障害者施設等13対1入院基本料，障害者施設等15対1入院基本料，特殊疾患入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料2，特殊疾患病棟入院料を算定する慢性期機能病棟を削減するために要する経費（事業縮小）。

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、不要となる病棟（室）を他の用途へ変更（機能転換は除く）するために要する次の経費 1 施設整備 改修に要する工事費又は工事請負費 ・ 鹿児島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。	1 鉄筋コンクリート 200,900円／用途変更 面積1㎡ 2 ブロック 175,100円／用途変更 面積1㎡	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損（解体費用，処分費用）・固定資産売却損（売却収入を含む）（注1））（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る） ・ 鹿児島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。 ・ 有姿除却は対象としない。	-	
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、職員が早期退職する場合に要する次の経費 退職する職員の早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額	早期退職制度を活用する職員 6,000千円／人	

(注1) 固定資産売却損については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。

※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。

**令和3年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金  
(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画概要**

**1 医療機関の概要**

医療機関名	中央病院	開設者名	社会医療法人天陽会 理事長 厚地良彦									
医療機関住所・所在地	鹿児島市泉町6番7号	構想区域	鹿児島医療圏									
診療科目	内科、循環器内科、呼吸器内科、神経内科、消化器内科、外科、整形外科、肛門外科、心臓血管外科、放射線科、眼科、リハビリテーション科、麻酔科、救急科											
許可病床数	一般	219	療養	0	精神	0	結核	0	感染症	0	計	219
各種指定状況	救急告示病院											
病床機能報告 (令和2年7月)	高度急性期	20	急性期	185	回復期	0	慢性期	14	計	219		

**2 事業の概要**

事業対象病棟名	7階病棟				
事業区分	①施設整備(新築・増築・改築・改修) ②設備整備 ③事業縮小(用途変更・特別損失・早期退職) (○で囲む)				
実施予定期間	令和4年1月1日～令和4年3月30日	供用開始予定	令和4年3月		
事業内容	病床の機能分化・連携支援事業 集中治療室の機能を維持するために必要な設備を整備する。				
事業目的・目標	平成15年9月に集中治療室を開設し現在12床稼働している。当時購入した患者監視装置は10年以上経過し老朽化が進んでおり、更新を計画しています。当院は、救急告示病院であるとともに、CCUネットワークの医療機関の一つとして、心臓病の三次救急の機能を担っております。今後もICUの機能を維持し、質の高い医療を地域の医療機関と連携・機能分担を行って参ります。				
機能転換する病床数	床 ( 期 → 期)				
施工面積	m <sup>2</sup>				
当該病棟の入院基本料・特定入院料の適用					
機能転換前	特定集中治療室管理料3				
機能転換後	特定集中治療室管理料3 【届出予定時期】令和 年 月				
当該病棟の病床機能報告	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
機能転換前(令和2年7月)	12				12
機能転換後(令和4年7月)	12				12
増減	0	0	0	0	0

事業費等

● 対象経費の支出額

① 施設整備		対象経費の支出額
		千円
	小計 (A)	0 千円
② 設備整備		対象経費の支出額
	ICUモニターシステム一式	20,350 千円
		千円
	小計 (B)	20,350 千円
③ 事業縮小		対象経費の支出額
	(1)用途変更	千円
	(2)特別損失	千円
	(3)早期退職	千円
		千円
	小計 (C)	0 千円
合計(A+B+C)		20,350 千円

● 財源内訳

補助金	10,175 千円
自己資金	10,175 千円
	千円
合計	20,350 千円

● 補助金額の算定

- ① 施設整備
- ア 基準額  
 $\frac{\text{千円} \times \text{床}}{\text{千円}} = 0 \text{ 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(A)  
 千円
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額×1/2)  
 $\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 1/2 = 0 \text{ 千円}$
- ② 設備整備
- ア 基準額  
 60,000 千円
- イ 対象経費の実支出額(B)  
 20,350 千円
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額×1/2)  
 $\frac{20,350 \text{ 千円}}{\text{千円}} \times 1/2 = 10,175 \text{ 千円}$
- ③ 事業縮小
- (1) 用途変更
- ア 基準額  
 $\frac{\text{千円} \times m^2}{\text{千円}} = 0 \text{ 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(C)  
 千円
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額×1/2)  
 $\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 1/2 = 0 \text{ 千円}$
- (2) 特別損失
- ア 対象経費の実支出額(C)  
 千円
- イ 補助金額(ア×1/2)  
 $\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 1/2 = 0 \text{ 千円}$
- (3) 早期退職
- ア 基準額  
 $\frac{6,000 \text{ 千円} \times \text{人}}{\text{千円}} = 0 \text{ 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(C)  
 千円
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額×1/2)  
 $\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 1/2 = 0 \text{ 千円}$
- ④ 補助金額合計  
 (①ウ+②ウ+③(1)ウ+③(2)イ+③(3)ウ)  
10,175 千円

※事業内容が分かる以下の資料を添付すること

- 【施設整備】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下), 概算見積書等
- 【設備整備】カタログ, 概算見積書等
- 【事業縮小】(1)概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下), 概算見積書等
- (2)不要となる建物や医療機器の処分(廃棄, 解体, 又は売却)に係る損失が分かる書類等
- (3)就業規則等の早期退職制度が規定されたもの等

鹿児島保健医療圏における地域医療介護総合確保基金事業補助金申請一覧

年度	申請医療機関	事業区分	内容	地域医療構想調整会議としての意見
R3	中央病院	施設整備 (改修)	・集中治療室の患者監視装置の更新 ・申請額：10,175千円	
R2	今村 総合病院	施設整備 (改修)	・血管造影X線診断装置室の旧棟から 新棟への移設に伴う改修 ・申請額：21,780千円	鹿医療圏の地域医療構想の方向性に沿ったものではなく、補助金を交付すべきではない
	今給黎 総合病院	施設整備 (改修)	・急性期から回復期への転換に伴う改修 【急性期67床→回復期67床】 ・申請額：87,400千円	鹿医療圏の地域医療構想の方向性に沿ったものであり、補助金の交付は認められる
R元	なし			
H30	今村 総合病院	施設整備 (改修)	・集中治療室10床の旧館から新館への 移設 ・申請額：16,070千円	基金の目的に沿うものと認められる
	鹿児島 市立病院	設備整備	・集中治療室16床のベッドサイドモニタ の更新（H18年度に整備した7台のうち 4台） ・申請額：14,742千円	基金の目的に沿うものと認められる
	米盛病院	設備整備	・高度治療室病棟（8床）の新設に伴 う設備整備 【急性期8床→高度急性期8床】 ・申請額：30,000千円	基金の目的に沿うものと認められる
H29	鹿児島 医療センター	設備整備	・集中治療室の機能を維持するために 必要な設備の整備（17床） ・申請額：7,992千円	基金の活用可
	成人病院	施設整備 (改修)	・慢性期病床10床を地域包括ケア病床 （回復期）へ転換するための機能訓練 室及び身障者用トイレ等への改修 【慢性期10床→回復期10床】 ・申請額：16,070千円	基金の活用可

